13　7⑸の欄は、移動しない無線局に限り、指向性空中線を使用する無線局であつて空中線を回転させないで使用する場合に、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

14　5から7までの欄に複数の無線局について記載する場合は、無線局ごとに記載すること。

15　8の欄は、当該届出に係る開設した無線局数を記載すること。

16　9の欄は、次によること。

⑴　当該届出に係る連絡先として、法人にあつては、その連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。

⑵　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

17　移動しない無線局にあつては、次の資料を添付すること。ただし、当該資料が既に総合通信局に提出された包括登録に係る無線局の開設届出書に添付した資料と同じであるときは、その旨を9の欄に記載して、その添付を省略することができる。

⑴　移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る無線局及びその通信の相手方となる無線局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う2以上の無線局の届出を同時に行う場合（一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。）は、一の無線局について当該資料を添付し、他の無線局については、9の欄に当該一の無線局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

⑵　移動する無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る無線局における業務区域を記載した地図

18　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

別表第八号の三～**別表第八号の六**　［略］

別表第九号　高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［第1　略］

第2　添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）（第26条第2項及び第29条第1項関係）

高周波利用設備申請書届出書（注1）の添付書類（　装置分）（注2）

※整理番号						
（装置の別）	⑴　使用周波数	⑵　発振方式	⑶　占有周波数帯幅又は周波数変動幅	⑷　高周波出力	⑸　負荷と電極の結合方式	⑹　装置内電源ろ波器

別表第五号の十二～**別表第五号の十五**　［同左］

別表第六号　高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式（第26条関係）

［第1　同左］

第2　添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）

高周波利用設備申請書届書（注1）の添付書類（　装置分）（注2）

※整理番号						
（装置の別）	⑴　使用周波数	⑵　発振方式	⑶　占有周波数帯幅又は周波数変動幅	⑷　高周波出力	⑸　負荷と電極の結合方式	⑹　装置内電源ろ波器